

企画提案公募型事業者選定実施要領

【中野区子育てひろば事業運営業務委託】

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ・ 募集告知 | 令和7年9月10日（水） |
| ・ 参加表明書等提出期限 及び 質問受付期限 | 令和7年9月24日（水）午後3時 |
| ・ 応募資格審査結果通知 及び 質問に対する回答 | 令和7年10月1日（水）（予定） |
| ・ 企画提案書等提出期限 | 令和7年10月8日（水）午後3時 |
| ・ 応募者確定通知 及び ヒアリング実施通知 | 令和7年10月16日（木） |
| ・ 現地調査の実施 | 令和7年10月中旬～下旬 |
| ・ ヒアリング審査の実施 | 令和7年10月下旬 |
| ・ 選定結果通知予定日 | 令和7年11月下旬（予定） |
| ・ 契約締結予定時期 | 令和8年4月以降（予定） |

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区役所8階

中野区総務部契約課契約係

TEL 03-3228-8903

E-mail keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

中野区は、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大等に対応するため、地域の子育て支援機能の充実を図り、もって子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、地域において子育て親子の交流等を促進する子育てひろば〔児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業〕事業を実施してきた。

この度、地域偏在の解消や区民ニーズを踏まえて、令和8年度の子育てひろば事業を実施するため、中野区北部地域（沼袋地区の指定区域に限る。）で子育てひろば事業を運営する委託事業者を公募する。

本公募は、新規に委託を行う子育てひろば事業について、企画提案公募型事業者選定の方法により、運営能力や信頼性及び参考見積価格等を総合的に評価することにより、効率的で質の高いサービスを提供できる運営事業者を選定する。

2 委託内容

中野区子育てひろば事業運営業務委託（詳細は、別紙仕様書のとおり）

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※本契約は単年度の契約であるが、委託内容に沿った良好な運営を行っていると中野区が判断した場合は、次年度以降について契約を行う場合がある。

4 事業実施場所

中野区沼袋1～4丁目付近を拠点とすること。要件等は、後述13を参照のこと。

5 委託料

委託料の参考基準価格（消費税相当額を除く）は、次の表のとおりとする。

人件費	管理・運営費	参考基準価格
7,916,000 円	1,031,000 円	8,947,000 円※

※消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第2第7号の規定により非課税とする。

※委託経費見積額がこの表の参考基準価格を超えた場合は、失格とする。

※上記参考基準価格には、履行場所に係る賃借料、共益費は含まない（詳細は、後述「13 履行場所」を参照）。

※本事業は令和8年度予算に計上予定であり、議会の議決を得られることを条件として事業計画を定め、事業者選定を進めている。そのため、議決を得られないときには、委託を行わない場合がある。

※参考基準価格とは、委託経費の概算見積額をいう。令和8年度予算が確定していないため、予定価格の提示はできない。あくまでも評価の算定の際の参考基準額とするものであり、令和8年度予算が成立した段階において、予定価格が参考基準価格を下回る場合がある。

※中野区子育てひろば整備費補助金交付要綱に定める「子育てひろばを設置するために行う施設の改修、設備の整備及び修繕、備品の購入その他必要な開設準備」に係る経費等の補助対象について

ては、以下のアまたはイを上限額とし、別途補助を申請することができる。(上記委託料には含まない。)

ア 建築等の工事を伴う補助対象事業	120,600,000円
イ ア以外の補助対象事業	4,600,000円

6 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 令和7年4月1日現在、東京都内において子育てひろば事業〔児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業〕を実施しており、かつ、その事業実績が1年以上あること。

※ 上記の実績を証する契約書や実績報告書等の写しを添付すること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定(契約締結能力を有しない者等)に該当しないこと。
- (3) 定款(法人)や規約(団体)・会員名簿を有し、現に活動できる固定人員を有していること。
- (4) 中野区契約における暴力団等排除要綱(2012年中野区要綱第148号)に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 法人格のない任意団体にあつては、代表者の定めがあること。
- (7) 中野区競争入札参加資格有資格者指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合は失格とする。
- (8) 公租公課の滞納がないこと。

7 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス(L o G o フォーム)により申し込むこと。

(1) 提出書類（データ）及び提出期限

	提出書類（データ）		書式	ファイル形式	提出期限	
ア 参加表明時	必須	①	参加表明書	様式 1 号	PDF ファイル を電子添付	令和 7 年 9 月 2 4 日(水) 午後 3 時まで
		②	事業者申告書	様式 2 号		
		③	業務実績等調査票	様式 3 号		
		④	定款（法人）、規約・会員一覧（団体）	—		
		⑤	参加表明日から 3 か月以内に発行された法人の印鑑登録証明書(法人以外の場合、代表者個人の印鑑登録証明書)			
		⑥	法人事業税「(地方法人特別税)を含む」の納税証明書 ※最新のもの			
		⑦	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その 1」 ※最新のもの			
	⑥ ⑦ のいずれか発行できない場合に必須	⑧	所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その 1」（代表者個人のもの） ※最新のもの			
	任意	※	質問書 （ある場合のみ）	質問書様式		

イ 参加申込時	必須	⑨	参加申込書	様式4号	PDFファイルを電子添付	令和7年10月8日(水) 午後3時まで
		⑩	企画提案書 (表紙・本文)	様式5号		
		⑪	見積書	様式6号		

(2) 提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出してください。

ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス(L o G o フォーム)にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して(必要書類PDF添付含む)、下記の受付期間中に送信すること(窓口、郵送、FAXまたは電子メールによる提出は不可)。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定(募集中)」:

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html>

(右の二次元コードからアクセス可→)

◆受付期間: 令和7年9月10日(水)

～令和7年9月24日(水) 午後3時必着



イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限: 令和7年10月8日(水) 午後3時必着

ウ なお、失格の場合もその旨を電子メールでお知らせする。令和7年10月2日(木)までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課(電話: 03-3228-8903)へ連絡すること。

(3) 注意事項

ア 所定の様式は、中野区ホームページからダウンロードして作成すること。

イ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

ウ 参加表明書の提出がない場合は、参加申込をすることができない。

エ 受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。

オ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。

カ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。

(4) 企画提案書の作成における注意事項

ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。

イ 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。(例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む) なお、そのような記載があった場合には受理しない。

ウ A4判縦左綴じ(ホチキス等)、文字の大きさ10.5～12ポイント、本文6ページ以内とし、ページ番号を付すること。

エ ファイル形式はPDFとし、保護をかけないこと。

オ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

(5) 提出書類の審査

前記(2)によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

ア 電子申請サービス(Logoフォーム)により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「6 応募資格」で定める各要件の適否等の状況を区で確認する。

応募資格審査結果は、令和7年10月1日(水)までに電子メールにより通知する。

なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

イ 上記アの通知後、電子申請サービス(Logoフォーム)により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を電子メールにより通知する(令和7年10月16日予定)。

なお、提出書類について、区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

8 質問及び回答

(1) 質問方法(質問がある場合のみ)

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「7(2)ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス(Logoフォーム)に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接問い合わせること。

(2) 質問期間

令和7年9月10日(水)から令和7年9月24日(水)午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答を取りまとめた上で、令和7年10月1日(水)までに、前記「7(5)ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

9 現地調査の実施

この事業者選定への参加事業者について、運営中の子育てひろばの現地調査を実施する。

具体的な日時、調査場所等については、参加申込書を受け付け後、別途調整する。

○実施予定日 令和7年10月中旬～下旬

10 ヒアリングの実施

参加申込を行った事業者について、企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

(1) ヒアリングの通知予定日

令和7年10月16日(木)

(2) ヒアリング実施予定時期

令和7年10月下旬

(3) 場所

中野区役所（中野区中野4-11-19）

なお、詳細は前記（1）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は、失格とする。

1.1 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別表「評価基準表」のとおり

※応募者が10者を超えた際は、まず「企画提案力」及び「提案内容」を評価する書類審査（配点74点、別表別紙2参照）を実施し、書類審査における評価点合計の上位数者に絞り、その後の「現地審査」、「ヒアリング」、「現在の運営状況」、価格点等の審査を実施する場合がある。

評価点合計 145点

① 応募者の運営能力 122点				②信頼性・社会性 8点	③価格点 15点
実績	運営状況	企画提案	ヒアリング		
3点	33点	74点	12点		

※ 価格点 = $50 \times (1 - \text{見積額} / 8,947,000\text{円 (参考基準価格)})$
ただし、価格点上限は15点とする。

(3) 失格とする場合

前記「6 応募資格」（2ページ）の要件を満たさなくなった場合や「5 委託料」の見積額が参考基準価格を超えている場合のほか、企画提案に係る書類審査（配点74点）において評価点合計が30点未満であるか、若しくは、指定項目（別表別紙2「企画提案等による評価基準」の「評価項目詳細/評価の視点」欄に★印を付した項目）について、評価点が1点未満の項目数が3項目以上である場合は失格とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、ヒアリング審査を受けた全参加申込者に対して、令和7年11月下旬（予定）に書面で通知する。

(5) 契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

1.2 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット上にて公表する。企画提案書の閲覧方法については、同ページで併せて公表する。

1.3 履行場所の要件等

(1) 履行場所は、次のア～ウを満たす場所を受託者が中野区沼袋1～4丁目付近に確保するものと

し、契約候補者決定後、具体的な場所、広さ、賃借料当を区と協議し決定する。

ア 乳幼児親子が集う場所として適した場所とすること。

イ 概ね10組の親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを有すること。

ウ 授乳コーナー、トイレ、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

- (2) 受託者が履行場所として賃貸物件を確保する場合は、賃借料相当分「令和8年4月から令和9年3月までの賃借料（管理費込み）の合計額4,680,000円を限度とする。」を委託料（人件費や運営費）に上乗せして支払う（上乗せ分は委託料の一部のため、非課税）。その場合、賃貸契約書及び費用明細書等を賃貸借契約締結後区へ提示し、その写しを提出すること。

なお、賃貸借契約を締結していない物件や賃料の記載のない使用賃借は認めない。

- (3) 既に契約している賃貸物件も対象とする。ただし、業務に必要であると認められる範囲のみ、賃借料相当分を支払う。（賃借料の算出が困難である場合は、面積按分を用いる。）
- (4) 受託者が所有する物件を履行場所として使用する場合は、賃借料相当分の委託料の上乗せは行わないこととする。
- (5) 仕様書に基いた受託事業について、令和8年4月1日から実施可能な環境を履行場所において整えること。

1.4 その他

- (1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

- (2) 提出書類の取扱い、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類の差替え又は再提出は原則認めない。

イ 提出書類の返還は行わない。

ウ 区は、提出された書類について、この事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例の規定に基づき公開する。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「7（4）」に記載したとおり、審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ 区は、本事業者選定に必要な範囲内で提出書類等を複写することがある。

- (3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。
- (5) 提出された書類に重大な不備、虚偽記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

1.5 問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所8階窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号

電話 03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp